

(添付1)

院外処方における疑義照会一部不要の
プロトコールの流れ

保険薬局にてプロトコールの確認

合意書に記入し郵送

毎月、保険薬局にて合意薬局になっているか確認

プロトコールに該当する事案が発生した場合は疑義照会の省略可能
薬歴等には必ず明確に記載

速やかにホームページ指定の【実施報告書】に記載し、連絡

必要に応じてホームページの更新・変更内容を確認

プロトコールを実施された場合は、
その都度、速やかに報告をお願いします。